TDB Business View
2026/11/16

採用時の最低時給 1,218 円 最低賃金との差、111 円

最低賃金の引き上げペース 「妥当」46.2%、「速すぎる」26.9%

奈良県・最低賃金に関する企業の実態調査（2026 年 9 月）

帝国データバンク

本件照会先
佐藤　正明（調査担当）
帝国データバンク
奈良支店
0742-26-3231
info.nara@mail.tdb.co.jp

発表日
2026/11/16

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

奈良県企業が従業員を採用する際の最低時給は平均 1,218 円となり、2026 年度の奈良県最低賃金 1,107 円を 111 円上回った。企業が事業を継続しながら支払えると考える最低時給の上限は平均 1,227 円で、採用時の最低時給との差は9円であった。また、最低賃金の引き上げペースは「妥当である」が 46.2%で最多となり、「速すぎる」は 26.9%、「遅すぎる」は 7.7%、「分からない」は 19.2%であった

※株式会社帝国データバンクは、全国 2 万 2,095 社を対象に、最低賃金に対する企業の実態についてアンケート調査を実施した。
なお、最低賃金に関する調査は、今回で 5 回目
調査期間：2026 年 9 月 14 日～9 月 30 日（インターネット調査）
調査対象：全国 2 万 2,095 社、有効回答企業数は 1 万 235 社（回答率 46.3%）
奈良県132社、有効回答は 52 社(回答率 39.4%)

従業員採用時の最低時給は平均 1,218 円奈良県の最低賃金 1,107 円を 111 円上回る

正社員、非正社員を問わず、奈良県企業が従業員を採用する際の最も低い時給（以下、最低時給）は平均 1,218 円となった。2026 年度の奈良県最低賃金 1,107 円を 111 円上回った。[1]

奈良県の最低賃金は、2024 年度 986 円、2025 年度 1,051 円、2026 年度 1,107 円と上昇している。採用時の最低時給は最低賃金を上回るものの、人材確保に必要な賃金水準と法定最低賃金の双方が上昇し、企業の人件費負担は重くなっている。

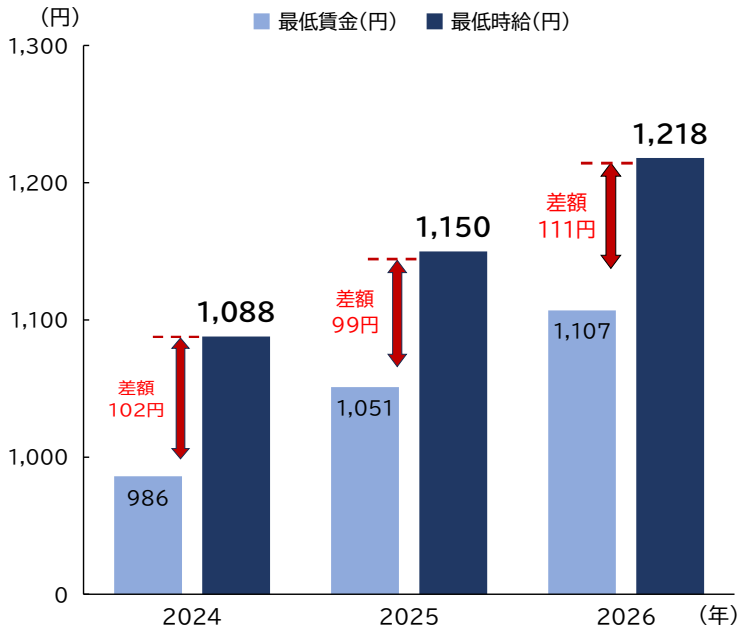
業界別にみると、「建設」が 1,332 円で最も高く、次いで「サービス」が 1,281 円、「卸売」が 1,210 円で続いた。県平均 1,218 円に対し、建設は 114 円、サービスは 63 円上回った。

一方、「製造」は 1,188 円、「小売」は 1,129 円、「不動産」は 1,127 円、「運輸・倉庫」は 1,100 円となった。県平均との差は、製造が 30 円、小売が 89 円、不動産が 91 円、運輸・倉庫が 118 円のマイナスであった。

奈良県企業からは、「物価高騰と最低賃金引き上げの双方が負担となり、過度な引き上げは経営を圧迫する」（機械製造業）との声が寄せられた。

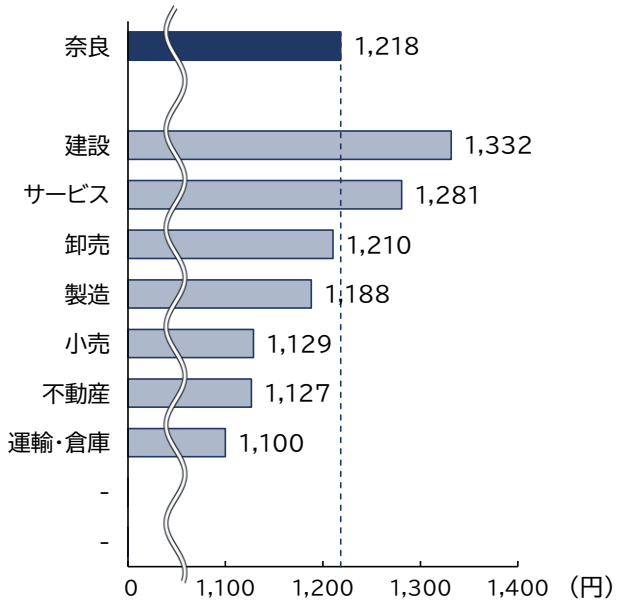
最低賃金と最低時給の推移

年度別　最低賃金と最低時給　推移



注：母数は、有効回答のうち集計可能な企業、2024年51社、2025年50社、2026年45社

2026 年　採用時の最低時給 ～業界別～



注：母数は、有効回答企業52社のうち、集計可能な企業45社

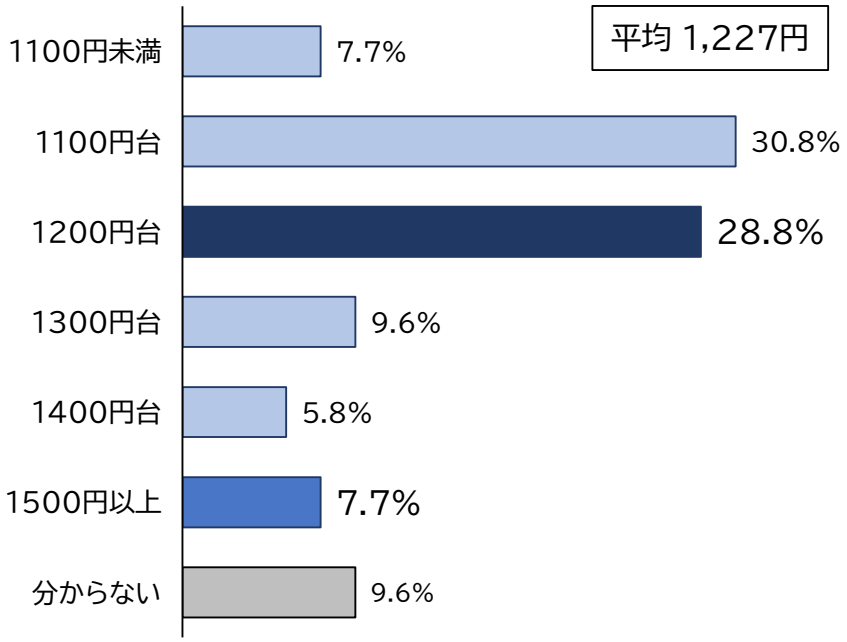
[1] 従業員を採用するときの最も低い時給の平均値で、小数点第 1 位を四捨五入している。なお、日給・週給・月給の場合は、時給に換算している

企業が支払い可能と考える最低時給の上限、平均 1,227 円

奈良県企業に、事業を継続しながら支払うことが可能な最低時給の上限を尋ねたところ、平均は 1,227 円となり、採用時の最低時給 1,218 円を 9 円上回った。両者はほぼ同水準で、採用時給が企業自身の想定する支払い可能上限に近づいている。

上限額の回答は 1,200 円台に集中している。企業からは、利益が賃金の原資であり急な引き上げは難しい、中小企業に資金が回る前の引き上げは雇い控えを招く、といった声が寄せられた。価格転嫁や生産性向上が進まなければ、継続的な賃上げ余力は限られるだろう。

事業を継続しながら支払うことが可能な最低時給の上限



注1:母数(有効回答企業)は、52社
注2:平均額は、各選択肢の中間値に各回答者数を乗じ加算したものから全回答者数で除して算出(「分からない」は除く)

支払可能な上限引き上げペースは「妥当」46.2%

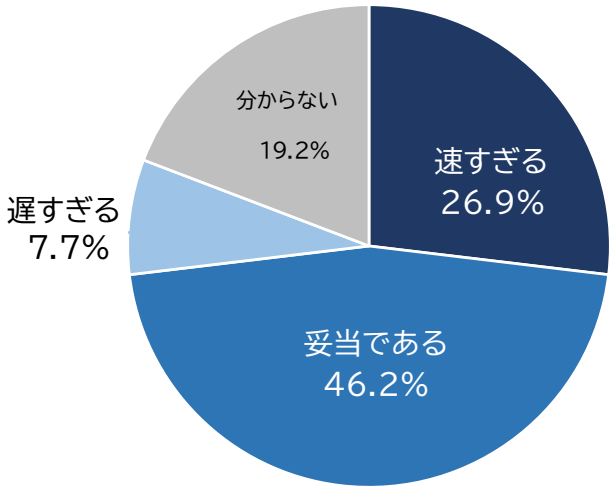
近年の最低賃金の引き上げペースについて尋ねたところ、奈良県では「妥当である」が 46.2%で最も多く、「速すぎる」は 26.9%、「遅すぎる」は 7.7%、「分からない」は 19.2%であった。

奈良県では全国(34.4%)に比べて「妥当である」の割合が高かった。ただし、物価高に賃金が追いついていないとの意見がある一方、仕入価格高騰と賃上げの二重負担を懸念する声もみられた。

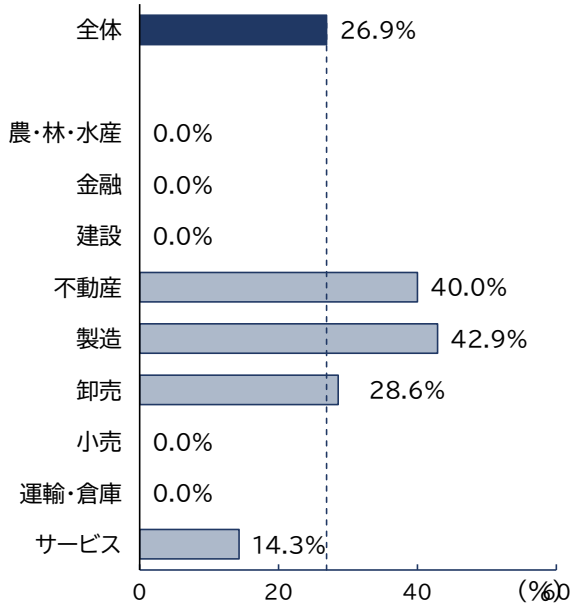
奈良県企業からは、「物価の高騰に賃金がついていけない状態が続いている」(建設)との声や、「良い人材は最低賃金と関係なく、将来を考え確保すべき」(機械・器具卸売業)との意見も寄せられた。

最低賃金の引き上げペースへの判断

最低賃金の引き上げペース



「速すぎる」の割合 ～業界別～



注1：母数（有効回答企業）は、52社
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

まとめ

奈良県企業が従業員を採用する際の最低時給は平均 1,218 円となり、2026 年度の奈良県最低賃金 1,107 円を 111 円上回った。人材確保に向けて企業が法定最低賃金を上回る時給を設定する一方、最低賃金自体も 2024 年度 986 円、2025 年度 1,051 円、2026 年度 1,107 円と上昇しており、企業の人件費負担は年々重くなっている。業界別では、建設が 1,332 円で最も高く、サービスが 1,281 円、卸売が 1,210 円で続いた。一方、製造は 1,188 円、小売は 1,129 円、不動産は 1,127 円、運輸･倉庫は 1,100 円となり、業界によって採用時給に差がみられた。

また、企業が事業を継続しながら支払えると考える最低時給の上限は平均 1,227 円となり、採用時の最低時給 1,218 円との差は 9 円にとどまった。採用市場で必要とされる時給が、企業自身の想定する支払い可能上限に近い水準まで上昇していることがうかがえる。最低賃金の引き上げペースについては、「妥当である」が 46.2%で最多となった一方、「速すぎる」も 26.9%を占めた。業界別では、物価上昇や人材確保を背景に一段の引き上げを求める声がある一方、仕入価格高騰と賃上げの二重負担を理由に現在のペースを速いと捉える企業もあり、受け止め方は分かれている。

最低賃金の引き上げは、従業員の生活を支え、人材を確保するうえで重要となるが、企業にとっては対象者の時給を改定すれば対応が終わるものではない。新人と既存従業員との賃金差が縮まると、経験や役割に見合った評価が得られていないという不満が生じ、処遇に対する納得感を損なう可能性がある。そのため、企業には既存従業員の賃金も含め、就業規則や各種手当など賃金体系全体を見直す対応が求められる。とりわけ、販売単価や受注額の引き上げが人件費の増加に追いつかなければ、こうした見直しを含む継続的な賃上げは難しい。政府は、最低賃金の引き上げと並行して、適正な価格転嫁や労務費を反映した取引価格の形成、生産性向上･省力化などへの支援を進め、企業が賃上げの原資を継続的に確保できる環境を整えることが求められよう。

＜参考＞最低賃金の引き上げに対する企業からの声

	主な企業からの声	業種 51 分類
ポジティブな意見	人材の確保や従業員の生活を守る観点から、世間相場に沿った賃上げはやむを得ない	建材・家具、窯業・土石製品製造
	最低賃金については毎年、労働組合と協議して協定書を結んでいる。企業としても、賃金の引き上げに努めていきたい	飲食料品卸売
	利益は圧迫されるものの、人手不足の状況を踏まえれば、今回の引き上げは妥当だと考える	不動産
	3 年以内に時給 1,300 円を上回ることを見据え、すでに賃上げへの対応を始めている	人材派遣・紹介
	従業員の生活を支えるという意味から、最低賃金が徐々に引き上げられるのは当然	農・林・水産
	企業物価や消費者物価の上昇に賃金が追いついていないため、最低賃金の引き上げをさらに進めなければ、経済環境は悪化する	金融
	最低賃金を引き上げていかなければ、賃金全体の底上げにはつながらない	飲食料品卸売
	ランチ代が 1,000 円以内に収まらないほど物価が上昇するなか、1 時間働いた時給で食事代を賄えないこともあり、最低賃金の引き上げも必要ではないか	建設
	物価高を踏まえれば、最低賃金の引き上げは必要であり、それに合わせて商品価格も見直す必要がある	専門商品小売
ネガティブな意見	最低賃金の上昇によって従業員間の賃金差が縮まり、勤続年数と賃金の関係が薄れている。賃金の逆転が起きないように調整しているものの、中堅層以上の意欲低下がみられる	その他サービス
	物価高を踏まえれば最低賃金の引き上げは妥当とも考えられるが、企業の利益がその上昇ペースに追いついていないのが実情ではないか	鉄鋼・非鉄・鉱業製品卸売
	物価高による支出増加に売り上げの伸びが追いつかず、賃上げ原資を十分に確保できない。新人にも一定の時給を支払う必要があり、長年勤務する従業員の賃上げが難しくなっている	不動産
	最低賃金の上昇分を販売価格に十分転嫁できなくなりつつあり、今後は経営者自身の給与を引き下げて対応せざるを得ないと考えている	繊維・繊維製品・服飾品小売
	賃上げのペースに対し、企業間取引への波及が遅れており、中小企業の資金面での体力が徐々に削られている	運輸・倉庫
	最低賃金の引き上げ自体は妥当だと考えるが、賃金の増加が手取り額の増加に十分につながっていない。賃上げと併せて、手取りを増やすための税制改正も必要である	情報サービス
	最低賃金の上昇分を作業工賃に反映することは難しく、利益を圧迫する要因となっている。さらなる引き上げが続けば、新人を採用し、数年かけて育成することが難しくなる	娯楽サービス
	中小企業にとっては、賃金だけでなく、税や社会保障を含めた負担が重すぎる	金融
	パート従業員の賃上げが正社員の賃上げにもつながり、今後も収益を圧迫することが予想されるため、中長期的な業績の見通しを立てにくい	建設

調査先企業の属性

1. 調査対象（2 万 2,095 社、有効回答企業 1 万 235 社、回答率 46.3%）

(1)地域

北海道	444	東海(岐阜 静岡 愛知 三重)	1,209
東北 （青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島）	717	近畿(滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山)	1,488
北関東(茨城 栃木 群馬 山梨 長野)	785	中国(鳥取 島根 岡山 広島 山口)	633
南関東(埼玉 千葉 東京 神奈川)	3,100	四国(徳島 香川 愛媛 高知)	339
北陸 （新潟 富山 石川 福井）	490	九州(福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄)	1,030
		合 計	10,235

(2)業界(10業界51業種)

農・林・水産		109	小売	飲食料品小売業	131
金融		138		繊維・繊維製品・服飾品小売業	73
建設		1,627		医薬品・日用雑貨品小売業	47
不動産		449		家具類小売業	25
製造	飲食料品・飼料製造業	278		家電・情報機器小売業	60
	繊維・繊維製品・服飾品製造業	100		自動車・同部品小売業	118
	建材・家具、窯業・土石製品製造業	171	(772)	専門商品小売業	248
	パルプ・紙・紙加工品製造業	75		各種商品小売業	53
	出版・印刷	155		その他の小売業	17
	化学品製造業	308	運輸・倉庫		425
	鉄鋼・非鉄・鉱業	430	サービス	飲食店	110
	機械製造業	399		電気通信業	5
(2,392)	電気機械製造業	256		電気・ガス・水道・熱供給業	16
	輸送用機械・器具製造業	97		リース・賃貸業	99
	精密機械、医療機械・器具製造業	63		旅館・ホテル	83
	その他製造業	60		娯楽サービス	89
卸売	飲食料品卸売業	280		放送業	22
	繊維・繊維製品・服飾品卸売業	132		メンテナンス・警備・検査業	283
	建材・家具、窯業・土石製品卸売業	256		広告関連業	94
	紙類・文具・書籍卸売業	96		情報サービス業	455
	化学品卸売業	209	(2,077)	人材派遣・紹介業	80
	再生資源卸売業	41		専門サービス業	366
(2,209)	鉄鋼・非鉄・鉱業製品卸売業	227		医療・福祉・保健衛生業	105
	機械・器具卸売業	703		教育サービス業	34
	その他の卸売業	265		その他サービス業	236
			その他		37
			合 計		10,235

(3)規模

大企業	1,497	14.6%
中小企業	8,738	85.4%
（うち小規模企業）	(3,488)	(34.1%)
合 計	10,235	100.0%
（うち上場企業）	(178)	(1.7%)

2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金 3 億円を超える」かつ「従業員数 300 人を超える」	「資本金 3 億円以下」または「従業員数 300 人以下」	「従業員数 20 人以下」
卸売業	「資本金 1 億円を超える」かつ「従業員数 100 人を超える」	「資本金 1 億円以下」または「従業員数 100 人以下」	「従業員数 5 人以下」
小売業	「資本金 5 千万円を超える」かつ「従業員数 50 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または「従業員数 50 人以下」	「従業員数 5 人以下」
サービス業	「資本金 5 千万円を超える」かつ「従業員数 100 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または「従業員数 100 人以下」	「従業員数 5 人以下」

注 1：中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位 3%の企業を大企業として区分
注 2：中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位 50%の企業を中小企業として区分
注 3：上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB 産業分類（1,359 業種）によるランキング